

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	瀬戸内町商工会(法人番号 1340005004878) 瀬戸内町(地方公共団体コード 465259) 宇検村商工会(法人番号 5340005004800) 宇検村(地方公共団体コード 465241)
実施期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
目標	<p>両町村が抱える「人口減少・高齢化」、「需要の多様化」、「観光関連産業の発展」など共通の課題に対し、事業者との対話と本質的課題の抽出・設定を行い、事業計画の策定やIT化、DXへの取り組み等を推進し、環境に左右されず外需や新しい需要を取り込める経営の構築を支援する。また、創業者の掘り起こしや事業承継支援も行い、管内商工業者の活性化を図る。</p> <p>これまでの取り組みから共同で支援を実施する為の情報共有体制等が構築されていることから共同で事業を実施するものとする。</p>
事業内容	<p><u>経営発達支援事業実施の内容</u></p> <p>3. 地域の経済動向調査に関すること 地区内の経済動向について調査・分析することにより、小規模事業者の経営支援に活用する。</p> <p>4. 需要動向調査に関すること 販路開拓の支援とともに事業計画策定等の基礎資料としても活用するため、物産展開催時に消費者アンケートを行い、結果を事業者へフィードバックする。</p> <p>5. 経営状況の分析に関すること 事業者の意識改革と経営分析能力の一層の向上は図るため、セミナーを開催し、問題点を抽出整理する経営分析支援を実施する。</p> <p>6. 事業計画策定支援に関すること 事業者自身が問題点に気づき、IT化やDXへの取り組みも含めた事業計画策定を行うため、セミナーの開催や事業者との対話と課題設定型の支援を行う。</p> <p>7. 事業計画策定後の実施支援に関すること 事業計画策定支援を行った事業者の状況を定期的に把握し、状況の変化に応じた事業者との対話及び課題設定を行い、計画の実行と見直しを繰り返すことで、PDCAサイクルを回し持続的発展を支援する。</p> <p>8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 大都市圏等で開催される商談会や物産展等に積極的に参加し新たな需要の開拓を図る。また、DXへの取り組みを推進するとともに、ECサイト等ITを活用した販路開拓も図る。</p>
連絡先	<p>瀬戸内町商工会 〒894-1503 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 6-1 TEL0997-72-0147</p> <p>宇検村商工会 〒893-3301 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 7-1 TEL0997-67-2661</p> <p>瀬戸内町 商工交通課 〒894-1503 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14 TEL0997-72-0640</p> <p>宇検村 企画観光課 〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 915 TEL0997-67-2218</p>

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

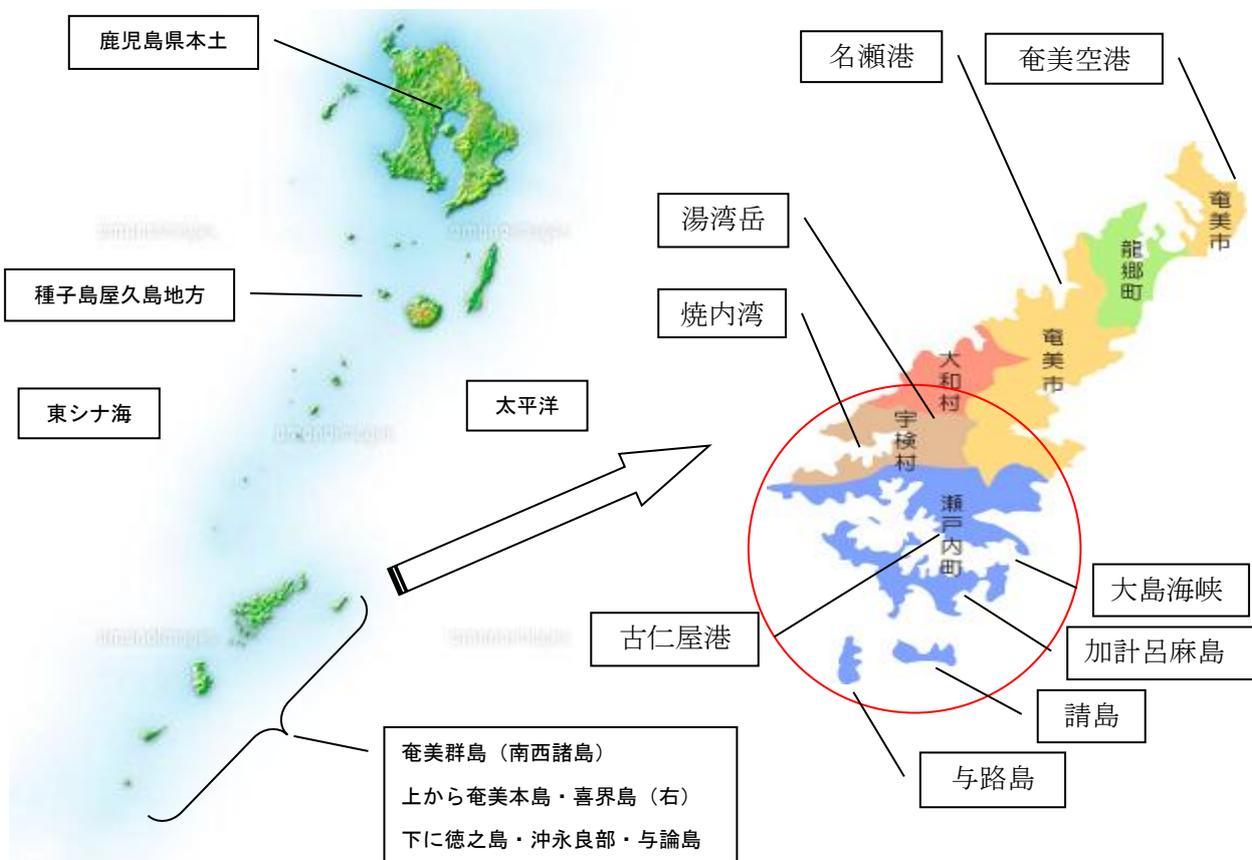
(1) 地域の現状及び課題

①現状

[奄美大島本島の行政、商工会、商工会議所について]

両商工会は、鹿児島県本土から南に約380Km離れた奄美大島の西南部にあり、瀬戸内町並びに宇検村内にある。行政も「平成の大合併」の際には、奄美全体や地域ごとの協議がなされたが、結果的に諸事情により、右図のように現在も5単体行政区である。

奄美大島本島に商工会・商工会議所は、北から奄美市(旧笠利町・旧名瀬市・旧住用村)と大和村が合併した「あまみ商工会」(奄美市は奄美大島商工会議所が併設地区)、龍郷町の「龍郷商工会」、宇検村の「宇検村商工会」、瀬戸内町の「瀬戸内町商工会」の4商工会と1会議所が現在、存在している。



[両町の地形・自然と産業の状況]

の
本
に
色
喜

瀬戸内町は、奄美大島の最南端に位置し、大島海峡を挟んで加計呂麻島、請島、与路島の有人3島を含む、総面積約240平方キロメートルに及ぶ行政区域を有している。奄美大島と加計呂麻島の間には静穏な大島海峡があり、その大島海峡を中心に、東に太平洋、西に東シナ海という大海原に囲まれ、世界でも希有の美しい海底を誇り、鮮やかなサンゴ礁やとりどりの熱帯魚を数多く見ることができる。本土と奄美離島を結ぶ定期航路（鹿児島～

界島～奄美本島～徳之島～沖永良部島航路）も運行されている。
宇検村は、奄美大島南西部に位置し、総面積は約103平方キロメートルであり村内全域の90パーセント以上が山岳地帯で占められている。湯湾岳の頂上一帯に、学術上貴重な動植物が群生しており、昭和49年2月に国有林の一部が国定公園に指定された。また、焼内湾は変化に富み、入江の奥に集落が点在し、良港が多く昔から遠近海漁船の避難港として有名である。

[両町村の人口について]

両町村の人口は、令和4年9月末現在、瀬戸内町8,447人・宇検村1,659人となっており、本計画の当初申請時点（平成29年）から比較すると、全体で約700人の減少となっている。依然として、少子高齢化によって人口の減少基調は続いているものの、陸上自衛隊奄美警備隊瀬戸内分屯地が開設され一時的にはあるが人口が増加した。

しかしながら、島内には大学がなく、専門学校の選択肢も少なく、島内に雇用の場が少ないことから、高校を卒業すると島外へ進学・就職する若者が多く、一度奄美大島を離れると戻ってくるのが難しい状況であるため、島内での生活環境や社会構造の観点からも将来的な生産性・労働力の低下が危惧される。

(両町村別人口及び世帯数) 令和4年9月末現在

	男	女	合計	世帯数
瀬戸内町	4,170人	4,277人	8,447人	5,172世帯
宇検村	813人	846人	1,659人	946世帯
合計	4,983人	5,123人	10,106人	6,118世帯

(両町村の人口推移 実績及び推測) (単位：人)

	(実績値)			(将来予測)		令和2年 令和12年 10年対比
	H22年	H27年	R2年	R7	R12	
瀬戸内町	9,874	9,042	8,546	8,210	7,846	△2,028
宇検村	1,932	1,722	1,621	1,525	1,437	△495
合計	11,806	10,764	10,167	9,735	9,283	△2,523

(出典：国勢調査及び人口問題研究所「将来推計人口」)

[商工業者と小規模事業者の現状・業種別の景況]

<瀬戸内町>

瀬戸内町は、以前交通アクセスが悪かったことにより、日用品等を取り扱う小売業や宿泊

業、

飲食業が人口規模に比べて多い。一方で、人口減少や少子高齢化の進行による消費の縮小、商業中心地である名瀬方面と交通アクセスの不便解消の為のバイパストンネル開通が、消費の流出をさらに加速化させ、商工業振興に影響を与えるのではないかと大きな懸念材料となっており、既存企業の体質強化や販路開拓を振興策としている。

また、小規模事業者は商工業者の90%以上となっており、家族経営も多い。産業別にみると、飲食・宿泊業、卸・小売業、サービス業の順となっている。大型スーパーの出店や小規模事業者の高齢化等による廃業等があるものの、世界自然遺産が認定されたことによる観光関連サービス業の創業も多く、5年前の小規模事業者数に比べ7%の増加となっている。

今後、新型コロナウイルス感染症による影響が続くことによる廃業や、人口減少や高齢化、後継者問題等、経営環境は厳しくなると予想される。そのため、対話と傾聴のプロセスを経た課題設定や事業者の潜在力の引き出しを行うこと等、伴走型の支援を行っていく。

<宇検村>

宇検村では、人口減少や少子高齢化の進行による消費の縮小、商業中心地の名瀬方面への消費の流出が商工業振興に関する大きな懸念となっており、既存企業の体質強化や近代化支援を振興策としている。

商工業者の90%以上が小規模事業者となっており、個人・家族経営の事業者が多い。産業別にみると、卸・小売業、サービス業、建設業、飲食・宿泊業の順となっている。廃業理由については事業主の高齢化、後継者不在によるものが主であり、Iターン者の創業による観光関連業、製造業等の増加はあるものの5年前と比較して4者の減少となっている。

事業承継調査を行う中でも後継者が未定、または不在と回答する事業者が多く、今後、事業主の高齢化や人口減少により、経営環境はより厳しくなることが予想される。

対話と傾聴をより重視し、事業者の課題の引き出しと整理を行い、持続的発展が可能な成長方向性を探るとともに、M&Aや第三者承継等、親族承継以外の事業承継の手法について後継者不在の事業所の関心を深めていく伴走型の支援を行っていく。

(両町村別商工業者等の業種構成)

令和4年3月31日現在

		建設	製造	卸・小売	飲食・宿泊	サービス	その他	合計
瀬戸内町	商工業者数	52	50	127	129	113	47	518
	小規模事業者数	48	48	124	129	110	45	504
	会員数	40	39	88	101	76	33	377
宇検村	商工業者数	13	9	24	10	22	7	85
	小規模事業者数	12	8	24	10	18	5	77
	会員数	11	8	21	6	9	5	60

(両町村別商工業者等の推移)

(単位：人)

		H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	5年間の増減 (R3年度－H29年度)
瀬戸内町	商工業者数	484	475	499	507	518	34
	小規模事業者数	470	461	481	493	504	34
	会員数	309	310	310	361	377	68
宇検村	商工業者数	90	88	88	85	85	-5
	小規模事業者数	81	79	79	77	77	-4

	会員数	55	57	59	59	60	5
--	-----	----	----	----	----	----	---

[両町村の観光業について]

LCCの運行開始や国立公園指定、世界自然遺産認定への取組により奄美大島への注目度は増しており、奄美大島への入込客数は増加傾向であった。奄美大島でも手つかずの自然が残る西南地域の宇検村の山間部トレッキングや瀬戸内町の加計呂麻島でのマリンサービス等、自然を満喫

る観光客が飛躍的に多くなったことから、ツアーガイドやマリンサービス、宿泊業等の観光関連事業者の創業が多くなっている。

新型コロナウイルス感染症による影響で令和2年の入込客数は大幅に減少したが、感染の落ち着きや国や県等が実施した観光客向けの施策によって、少しずつ観光客数も増加しつつある。

(奄美大島への入込客数)

(単位：人)

年	入域客	群島内移動	入込客	対前年比
平成29年	389,491	85,213	474,704	9.7%
平成30年	448,436	81,151	529,587	11.8%
令和元年	449,138	81,211	530,349	0.1%
令和2年	260,256	53,582	313,838	-40.8%
令和3年	276,565	54,847	331,412	5.6%

[両町村の交通について]

奄美大島本島の玄関口は3つ(奄美空港・名瀬港・古仁屋港)ある。名瀬港は奄美大島北部(奄美市名瀬)にあり、定期航路(鹿児島～名瀬港～徳之島～沖永良部～与論～沖縄)が就航している。古仁屋港は瀬戸内町にあり名瀬新港とは異なる定期航路(鹿児島～喜界島～名瀬港～古仁屋港～徳之島～沖永良部)が就航している。奄美空港は、以前は日本航空のみであったが、平成26年7月からバニラエア(現：ピーチ)による格安航空便が就航し、奄美大島と成田空港及び関西国際空港の直行の格安航空便が就航している。また、平成30年8月からはスカイマークが就航し、鹿児島空港を経由して羽田空港、中部国際空港、神戸空港を結ぶ航空便が就航したことにより、交通アクセスの利便性が飛躍性に向上した。

奄美大島内の交通についてはバスと自家用車である。バスについては奄美空港から瀬戸内町での直通便があるものの、本数が少ないことに加え、宇検村までの直通便はなく奄美市名瀬で乗り継ぐ必要があるため、観光客は殆どレンタカーを利用している。バイパストンネルが開通したことで奄美空港から両町村への所要時間が大幅に短縮した。

[両町村の特産品について]

農産物では、サトウキビの他に両町村ともに果実類の栽培が盛んである。瀬戸内町は、パッションフルーツが「皇室献上品」となり、宇検村では、マンゴーやタンカンが多く栽培され、出荷されている。これらの農産物は、黒糖、菓子類、ジェラート、調味材料等に活用され、両町村の特産品や飲食店メニュー等として販売提供されている。また、水産物では、近年、起伏に飛んだ海岸線のある大島海峡や焼内湾にて、黒マグロの養殖が盛んに行われ、大

手スーパーでの「奄美の養殖マグロ」や近畿大学研究所の「近大マグロ」は、全国的に有名になっている。食品加工製造業の殆どが小規模であるが、世界自然遺産に認定されたことで多くの来島客が見込まれることを踏まえ、農産物の加工販売業者や観光関連業者、飲食業が連携し地域経済の活性化や島外への新たな需要開拓へと繋げていくことが重要である。また、宇検村には、黒糖焼酎工場があり、地域の雇用を支えている。以前は瀬戸内町にもあったが、整理統合に伴い休業している。

[両町村の総合計画]

- ・瀬戸内町の総合計画（瀬戸内町長期振興計画より抜粋）
 - <基本方針> 雇用創出による活力あふれる躍動するシマ
 - <商業・観光の振興>
 - ◆地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、町内で新たに企業する者に対して支援を行う。
 - ◆地域消費拡大、地域全体の経済活性化を図るため、プレミアム商品券を販売する。
 - ◆店舗を引き継ぐための後継者対策を図るとともに、活気ある商店街の推進のため「地域コミュニティの担い手」としての商店街の役割を確立させる。
 - ◆地域資源（観光資源・クロマグロ・農林水産加工品）を有効活用し、魅力的な特産品開発及び観光開発により地域振興を図る。
 - ◆体験型・滞在型観光メニューや世界自然遺産奄美トレイル、ブルーツーリズムの推進、スポーツ・イベント等により、観光をあらゆる産業へ波及させるための仕組みづくりを行う。
 - ◆観光客の受け入れ態勢の充実や観光施設等の充実、インバウンド（訪日旅行）対応を実施することで、持続可能な世界基準の観光地づくりを行う。
- ・宇検村総合計画（宇検村総合振興計画より抜粋）
 - <基本方針> 奄美の自然・歴史・文化が彩り 焼内湾を包む結いのこころでつながるむらうけん
 - <商業・観光の振興>
 - ◆商工会を中心とした研修会、経営指導活動等による伝統的な既存企業・商業の体質強化
 - ◆優良企業の立地促進による商業経営の近代化、村税の特別措置の検討
 - ◆地域資源の整備と活用、関連事業の充実、PR活動の強化
 - ◆広域観光の推進

②課題

本計画を遂行していくにあたっては、以下の課題が認識されている。

<両町村における共通課題>

- ・人口減少や高齢化は依然として顕著であり、経営者の高齢化や後継者不足により商工業は全体的に縮小傾向に拍車がかかることが予想される。
- ・他市町村への所要時間の短縮やネットショッピングの充実、消費者ニーズの多様化により、町村外及び島外への消費流出が顕著化している。内需だけでは限界があるため、いかに外貨を稼ぐかが重要になってくる。

- ・世界自然遺産の認定により奄美大島への注目度が高まり、観光関連産業の発展が期待されているが、観光客を迎え入れるための体制が整っていない。

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

① 10年程度の期間を見据えて

人口減少、高齢化等により経営環境が厳しくなると予想される中、環境に左右されない経営を目指す必要がある。そのためには、地域商圈だけでなく内需に依存しない新たなビジネスモデルを確立する必要があるため、小規模事業者の経営状況の分析・把握を行うとともに、持続的な発展が出来るような事業計画の策定し、計画が順調に進むように伴走型の支援を行う。

また、LCCの就航や世界自然遺産への認定によって奄美大島への入込客は年々増加傾向にあり、地域経済への波及効果が一部の小規模事業者に見られるようになった。新型コロナウイルス感染症による影響で激減した観光客も少しずつ回復基調にあることから、日本国内のみならず

海

外からのインバウンド客も期待されている。このような状況を踏まえ、地域資源を活用した新たな需要の発掘・開拓を行う。両町村独自の観光資源を活かした交流人口の増加・拡大を図り、観光関連産業から他の小規模事業者へ繋げることで両町村の地域経済活性化を目指す。

② 両町村総合計画との連動性・整合性

両町村の総合計画で共通しているのは、「地域資源の活用」「観光の推進」である。この2つのキーワードを本計画と連動させ、小規模事業者の持続的な発展に繋げる。

③ 商工会としての役割

両町村町商工会では、地域における総合経済団体として長年にわたり小規模事業者支援や地域活性化に取り組んできた。また、平成29年に経営発達支援計画の認定を受けて両町村で連携しながら事業を実施している。

今後も、職員のスキルアップを行うとともに、行政や日本政策金融公庫・地元金融機関、他支援機関と密接に連携しながら小規模事業者との支援に取り組む。

また、商工会は巡回・窓口相談を通じて地域の小規模事業者からの事業に対する悩み、抱える課題を身近に相談できる役割を担っている。小規模事業者自身が自律的に経営管理を実施出来る

る

ように、事業者自身の強みを把握した上で需要の創造や掘り起こし等を行い、きめ細やかな指導を行うことで小規模事業者の持続的な発展を支える伴走者としての役割を果たす。

< 経営発達支援計画を共同申請する理由 >

両町村ともに漁業・農業が基幹産業であり、今後期待される観光関連業の発展が見込まれる中で人口減少に伴う小規模事業者の厳しい状況に少し光が見えてきており、両町村商工会が

広

域連携を行うことで、自然環境や産業形成等の共通点のある両町村が「点」としてそれぞれ考えていたものを「面」として捉えながら効率的な支援事業を展開できる。

また、平成29年に経営発達支援計画を両町村商工会にて共同申請してから、経営発達支援計画の着実な履行を協力して行ってきた。本体制による経営支援は5年が経過し、経営ノウハウの蓄積や情報の共有がなされてきつつあり、これまで培ってきた支援体制を継続的に実践していくほか、当計画の目標を達成するためには今後も連携体として両町村の商工会が共同で実施することが必須であると考えた。

そのため、両町村による共同申請を行うこととした。

(3) 経営発達支援計画の目標

両町村の現状や課題、商工会の役割、長期的な振興の在り方を踏まえ、経営発達支援計画の目標を次の通り設定する。

①小規模事業者の個々の経営分析を行い、地域の経済動向や需要動向を踏まえた事業計画を作成し、事業計画策定後のフォローアップを行うことで「小規模事業者の持続的発展」への支援を行う。

②両町村の観光資源や地域資源を活用して地域活性化に取り組む。世界自然遺産認定による交流人口増加に対応するため、地域資源を活用した商品開発、サービスの提供及び販路開拓支援を行う。

③経営支援体制強化により、急激な経済活動の変化・多様化する小規模事業者の課題へ対応し、地域全体での持続的発展の取組へ繋げる。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和 5年 4月 1日 ～ 令和10年 3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

目標達成に向けた具体的な経営発達支援事業については、下記の方針で行う。

①小規模事業者の経営力強化

小規模事業者が事業を維持・発展出来るように伴走型支援を積極的に行う。激変する環境変化に対応し、業務改善を図っていく上で、財務データ等から見える表面的な経営課題だけでなく、事業者との対話と傾聴を通じて経営の本質的な課題を事業者自らが認識することに重点を置き、本質的課題を反映させた事業計画策定の支援を行う。また、策定した事業計画に基づく補助金等の各種支援施策を活用しながら、伴走型のフォローアップを行い長期的な経営力の強化を図る。

また、創業者数の増加や創業3年未満の商工業者に対する支援強化と第二創業、事業承継についての支援を積極的に実施することによって管内商工業の活性化を図る。

②地域資源を活用した新商品の開発による需要拡大・販路開拓

物産展、商談会、各種イベント等への出展支援による広域的な販路開拓を実施する。出展の際は、アンケート調査を実施してフィードバックを行い、専門家や関係機関とも連携しながら、新商品開発及び新サービスの提供及び既存商品のブラッシュアップを図る。

③急激な経済活動の変化、多様化する小規模事業者の課題に対応できる経営支援体制の強化

伴走型支援を行う上で、経営指導員をはじめとした職員のスキルアップが必要である。その為には、各種研修による知識の蓄積はもとより、他地区の職員が行った先進事例の支援方法について情報収集を行い、管内小規模事業者への支援に活用する。また、職員同士の意見交換や経営支援員との協力を行い、経営発達支援事業を実施する。これらを行うことで、職員の意識改革を行い小規模事業者への伴走型支援を商工会が一丸となって実施する。

I. 経営発達支援計画の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

指導員が調査した結果を基に、会員事業所への経営指導や補助金申請などの支援材料として活かす事ができた。しかしながら、前回の計画書作成時とは地域動向や経済環境も変化している事から引き続き調査を行う必要がある。

【課題】

小規模事業者においては需要の停滞や人口減少、大型店等との競争激化、人手不足や経営者の高齢化、後継者不足など厳しい経営環境にある。今後は後継者の存在や事業継続の意思など、事業承継も念頭に入れた現状把握が必要と思われる。また、会員事業所への情報提供は行なわれていたが、広く周知はされていなかったので改善が必要である。

(2) 目標

	公表方法	現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域の経済・景気動向の公表回数	HP掲載	1回	2回	2回	2回	2回	2回

(3) 事業内容

職員の巡回により、半期毎に会員事業所の売上・経費等の財務面、景況感・経営課題・資金繰り・支援ニーズなどの設問項目により総合的な地域の経済動向についてアンケート調査を行う。調査先

は業種別に偏りが出ないように調整し、瀬戸内町 20 件、宇検村 10 件の事業所を調査する。調査する業種は 5 業種とし、建設業・製造業・卸小売業・サービス業（飲食宿泊）・その他サービス業の 5 業種を調査する。

(4) 調査結果の活用

[広報]

情報収集、調査、分析した結果は、瀬戸内町・宇検村それぞれのホームページに掲載し広く事業者にも周知する。

[経営指導の資料]

事業計画策定時や確定申告時に比較する参考資料として、職員及び小規模事業者が活用する。

4. 需要動向調査に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

地区内の小規模事業者の持続的な経営支援や新たな特産品の発掘や新商品開発・販路の開拓に

活用するため、観光客に対する調査（年齢・性別・国籍・来島回数・目的・消費額・商品カテゴリー等）を行っているが、新たな特産品の発掘や新商品開発までには至っていない。

[課題]

顧客の特性・ターゲットなど、消費者ニーズに的確に訴求できる商品・サービスの提供に繋がるよう需要動向調査を行う。買い手のニーズに沿った既存商品・サービスへの改善や、新たな商品・サービスの提供が行えるように、販路開拓の支援とともに事業計画策定等の基礎資料としても活用する。

(2) 目標

①商工会こだわりの逸品フェア

	現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
瀬戸内町	2社	2社	2社	2社	2社	2社
宇検村	1社	2社	2社	2社	2社	2社
合計	3社	4社	4社	4社	4社	4社

②瀬戸内町・宇検村フェア

	現行	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
瀬戸内町	2社	2社	2社	2社	2社	2社
宇検村	2社	2社	2社	2社	2社	2社
合計	4社	4社	4社	4社	4社	4社

(3) 事業内容

鹿児島県商工会連合会が毎年実施している「商工会こだわりの逸品フェア (①)」と、鹿児島特産品市場で開催している「瀬戸内町・宇検村フェア (②)」にて、下記方法にて来場者へアンケート調査を行う。

①商工会こだわりの逸品フェア

[調査手法]

(情報収集) 「鹿児島中央駅 アミュ広場」にて、店頭・出展ブースでヒアリングを中心に調査票に回答してもらう。

(情報分析) 調査結果は、販路開拓等の専門家に意見を聞きつつ、経営指導員が分析を行う。

[サンプル数] 来場者 120名 (1事業所 30人)

[調査項目] 興味のある商品、年齢、性別等の属性、第一印象、価格、目新しさ 等
※調査項目については、物産展ごとに事業者と検討し決定する。

[調査結果の活用] 経営指導員等が当該事業所にフィードバックし、商品改良・開発、新サービスに役立ててもらおう。

②瀬戸内町・宇検村フェア

[調査手法]

(情報収集) 「鹿児島特産品市場かご市」にて、店頭・出展ブースでヒアリングを中心に調査票に回答してもらう。

(情報分析) 調査結果は、販路開拓等の専門家に意見を聞きつつ、経営指導員が分析を行う。

[サンプル数] 来場者 120名 (1事業所 30人)

[調査項目] 興味のある商品、年齢、性別等の属性、第一印象、価格、目新しさ 等
※調査項目については、物産展ごとに事業者と検討し決定する。

[調査結果の活用] 経営指導員等が当該事業所にフィードバックし、商品改良・開発、新サービスに役立ててもらおう。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

従来、経営指導員による経営相談、融資相談など、必要に応じて経営分析を行ってきたが、平成 29 年に経営発達支援計画の採択を受け、小規模事業者の持続的発展に寄与するため、経営指導員の巡回指導・窓口相談や各種セミナーの開催を通じて経営分析を実施するとともに、小規模事業者自身の経営分析能力向上の支援を実施してきた。

[課題]

継続した支援を通して、自社の経営分析について意識が高くなってきた事業者がいる一方で、依然として自分のような小さな事業所には関係ない、不要であるとする事業者も多い。この数年のコロナ禍で経営状況も目まぐるしく変化しており、事業者の意識改革と経営分析能力の層の向上は急務であると考えられる。

(2) 目標

	現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①セミナー開催件数（合計）	0	2	2	2	2	2
瀬戸内町	0	1	1	1	1	1
宇検村	0	1	1	1	1	1
②経営分析事業者数（合計）	15	30	30	30	30	30
瀬戸内町	12	24	24	24	24	24
宇検村	3	6	6	6	6	6

※現状の両町村商工会の規模・特性、人員配置等を総合的に考慮し、両町村商工会で協議した上で瀬戸内町は1指導員あたり12件、宇検村は1指導員あたり6件とした。
効率的かつ継続性ある分析・指導が最大限実施可能と判断される件数とした。

(3) 事業内容

①経営分析セミナーの開催

小規模事業者を対象とした講習会・セミナーは、連携する支援機関からの専門家・コーディネーター及び先進企業の実務者などを講師として招聘して開催し、需要・市場動向、販売・技術ノウハウ等についての最新情報を提供し、事業者の強み、弱みについての気づきを与えることで自社の経営課題等を把握し、事業計画の策定等への活用についての理解を深める。

[募集方法] チラシの作成、ホームページでの案内、巡回・窓口相談時に案内

②経営分析の内容

[対象者] セミナー参加者の中から、特に意欲的で販路拡大の可能性の高い30社を選定。

[分析項目] 定量分析たる「財務分析」と、定性分析たる「非財務分析」の双方を実施する。

<財務分析> 直近3期分の収益性、生産性、安全性及び成長性の分析
使用ツール：J-Net21（中小機構）経営自己診断システム

<非財務分析> 事業所の客観的な状況を、対話を通じて把握し、中小企業庁景況調査など公的機関による調査結果等と比較することにより把握し、事業者の内部環境の強みと弱み、外部環境の脅威と機会について明確化、整理する。

使用ツール 内部分析：SWOT分析 外部分析：3C分析等

※各分析については、事業所の状況に応じて最適なツールを使用して実施する。

(4) 分析結果の活用

巡回・窓口指導、セミナー開催、経営分析、情報分析事業によって得られた結果をもとに支援対象事業者の経営課題、問題点を抽出・整理し、レポートを作成、経営計画策定等の基礎資料として

活用する。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

事業計画策定に関し、金融指導や補助金申請書作成時に事業者からのニーズに応じて策定する機会が多い。一方で金融相談や補助金活用の相談がない事業所については、事業計画策定を推進する機会がほとんどなく、支援の展開が難しい状況である。また、創業者についても同様に、相談に訪れた創業希望者の創業資金の相談などが中心に事業計画策定を行ってきた。

[課題]

事業計画策定の意義や役割をしっかりと浸透させ、事業者が自らの事業の課題を認識し、中長期的な目線の計画を策定できるよう伴走型の支援を行う必要がある。また、効率的な事業計画、経営の手法を取り入れるために、IT化やDXへの取り組みについても推進する必要がある。

創業者についても、地盤の安定しない創業初期において早期の経営安定化を図るために事業計画策定の支援を継続して行う必要がある。

(2) 支援に対する考え方

地域の経済動向調査等の調査資料の結果に加え、自身の事業の分析（財務分析やSWOT分析など）や事務処理等も見直し、IT化やDXへの取り組みを含めた効率的な経営についても、セミナーの開催や、専門家による指導などを行いながら事業計画策定の支援を行い、事業者や創業者が自身の事業の課題を認識し、事業の方向性に対する意識や行動の見直しを図る。5. 経営状況の分析に関することにて、分析を行った事業者の5割程度の事業計画策定支援を行い、事業者・創業者へ事業計画策定の重要性を浸透させる。

(3) 目標

[セミナー開催回数]

	現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業計画策定兼DX推進セミナー	0	2	2	2	2	2
創業・事業承継者向けセミナー	0	2	2	2	2	2

[事業計画策定目標件数]

	現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
持続的発展に向けた事業計画策定(①)	9	15	15	24	24	24
①のうち、創業・事業承継を含んだ事業計画策定	1	3	3	4	4	4

[商工会別事業計画策定支援目標数]

	現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
瀬戸内町	6	12	12	18	18	18

宇 検 村	3	3	3	6	6	6
合 計	9	15	15	24	24	24

(4) 事業内容

[事業計画策定（創業・事業承継者向けも含む）セミナーの開催]

<募 集 方 法> 会員事業所へ郵送。商工会ホームページやFacebookなどに記載。
創業希望者の参加者も増やすため郵送以外での広報に注力する。

<回 数> 4回/年（瀬戸内町・宇検村それぞれ2回ずつ）

<セミナー内容> 事業計画の必要性、自社分析、自社商品分析、売上増加を見据えた自社の事業計画作成演習、IT導入、DX推進、創業・事業承継計画

<参 加 者 数> 15名/回

[事業計画の策定支援]

経営分析を行った小規模事業者に事業承継、金融指導、各種補助金申請時にIT化やDXへの取り組みを含めた事業計画策定支援を行う。また、創業希望者も同様に事業計画策定支援を行い、早期の経営安定化を図る。

<支援対象> 各計画申請希望の事業者及びセミナー参加者。

<手 法> 事業計画作成セミナー受講者、各種事業計画申請者に対し、経営指導員と経営支援員が協力し作成支援を行う。

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

金融指導や補助金申請時に事業計画を策定し、その後、融資実行や補助金採択後に計画の実行がなされているか巡回時などを利用して確認している。しかしながら、経営状況の変化や外部環境の変化から事業計画通りの遂行が難しい場合もある。

[課題]

事業計画を策定し、融資実行や補助事業採択が行われた後に、急激な経営状況の変化や外部環境の変化が起こることがある。事業計画策定後も定期的な状況把握を行い、事業計画の進捗状況や見直しなど事業者との対話の中で、現状の事業の課題や原因について、事業者が自ら意識し改善に向かえるよう伴走型の支援を実施する必要がある。

(2) 支援に対する考え方

事業計画策定後、4半期に1度など進捗状況を把握することで、状況の変化に応じた事業者との対話と課題設定を行い、計画の実行を繰り返すことで、PDCAサイクルを回し持続的発展を支援する。

(3) 目標

[事業計画策定支援後フォローアップ目標事業者数]

	現行	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
フォローアップ対象事業者数	9	15	15	24	24	24
フォローアップ件数	36	60	60	96	96	96

売上増加事業者数	—	5	5	6	8	8
----------	---	---	---	---	---	---

(4) 事業内容

事業計画を策定した全事業所が対象。フォローアップ頻度については4半期に1回を基本とし、事業計画の進捗によってフォローアップ頻度を変更する。進捗状況が思わしくない場合は、外部専門家等による指導を実施し、事業計画の見直しなどフォローアップを重点的に行う。また、事業承継を含めた事業計画を策定した全事業者も同様とする。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

これまで、鹿児島県商工会連合会の開催する物産展や東京、福岡などの大都市圏で開催される物産展、商談会への参加や、かごしま特産品市場における瀬戸内町・宇検村フェアの開催等、グ

事

ープを活用したホームページの作成支援など、両町村の事業者の新たな需要の開拓に寄与する

業に取り組んできた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、参加が難しい状況が続いている。

数

ホームページやECサイトの開設による販路開拓に取り組む事業所も出てきているが、大多数の事業所においてはまだ取組が進んでいない状況である。

[課題]

観光客の増加に備えて電子・スマホ決済を備える事業者も増えてきてはいるが、依然として未対応の事業所も多く、新たな販路の開拓においては観光客に選ばれる店舗づくりやDX推進が必

必

要であることを理解・認識してもらいその取組みを支援していく必要がある。

また、コロナ禍を経験したことによる消費者の需要や行動の変化への対応、事業者のAfterコロナ体制構築の支援も必要である。

(2) 支援に対する考え方

加

鹿児島市内の他、東京や福岡等の大都市圏で開催される既存の商談会や物産展等に積極的に参加

し、

新たな需要の開拓を図る。出展にあたっては、開催前、開催後に専門家によるセミナーを開催し、出展期間中は出展する事業所の支援など、参加効果を高められるよう伴走型の支援を実施する。

また、地域における経営資源を活用し地域振興を図るため、マスメディア、各種広報誌等による広報、商談会、展示会、即売会等の開催又は参加、ホームページ、ソーシャルメディア等のITの活用等により新たな需要を開拓する。

い、

DXに向けた取り組みとしてデータに基づく顧客管理や販売促進、SNS情報発信、ECサイトの利用等、IT活用によるIT活用による営業・販路開拓に関するセミナー開催や相談対応を行い、

理解度を高めた上で、事業所の段階にあった支援を行っていく。

(3) 目標

	現状	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
①物産展出席事業者数	5者	8者	8者	8者	8者	8者
売上額/者	4万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②商談会参加事業者数	6者	6者	6者	6者	6者	6者
成約件数/者	0者	1件	1件	1件	1件	1件
③SNS活用事業者数	—	10	10	10	10	10
売上増加率/者	—	10%	10%	10%	10%	10%
④HP・ECサイト新規利用 事業者数	2	2	2	2	2	2
HP・ECサイトによる売上	—	10%	10%	10%	10%	10%

(4) 事業内容

①各種物産展参加事業（B to C）

鹿児島県商工会連合会が開催する「こだわりの逸品フェア」の出展や、「瀬戸内町・宇検村フェア」を開催することによって新たな需要の開拓を支援する。また、全国商工会連合会が開催するイベント等の開催情報を巡回時に情報提供する。

展示会前の事前PR方法（郷友会等への通知、HP・SNSでの広報）や出展後に出展会場で得た反省点・改善点等をブラッシュアップし、次回参加時の質を向上し販路拡大へ繋げる。

【参考】「こだわりの逸品フェア」

鹿児島中央駅「アミュ広場」にて、年に1回、3日間開催される。鹿児島県内が3ブロックに分けられ、離島ブロックの物産展に参加する。各商工会の特産品関連事業所が約30ブース出展する。県内外から約20,000名が来場する物産展であり、両町村商工会から4事業所が出展する。

「瀬戸内町・宇検村フェア」

鹿児島県商工会連合会が運営する鹿児島県特産品市場「かご市」にて、両町村商工会が主催し地場製品の販売を行う。年に1回、2日間開催する。約2,000人が来場する物産展であり、両町村商工会から4事業所が出展する。

②商談会参加事業（B to B）

FOOD STYLE Kyushu（福岡県）をはじめとした、多くのバイヤーが訪れる商談会に、販路開拓に積極的な事業者を選定し参加させる。その際、参加して得られる効果を最大限高めるよう事前に専門家によるセミナーを開催し商談会に臨む準備やブース設営、プレゼンテーション等につ

いての事前研修を行うとともに、終了後は名刺交換した商談相手へのアプローチ方法など商談成

立に向けた支援や、次回参加に向けての改善点の抽出などの支援を行う。

【参考】「FOOD STYLE Kyushu」

福岡県の「マリンメッセ福岡」にて、年に1回、2日間開催される。全国から約15,000人が来場し、約900事業者が出展する。両町村商工会から6事業所が出展する。

③SNSの活用

SNSを活用した情報発信を実施するに際し、事業所の自主性に任せるだけでなく、商工会としても積極的な情報発信の導入支援や実用化支援を行う。（エキスパートバンクの活用やミラサ

ボ等の専門家の紹介など)

④ 自社HPによるネットショップ開設及びECサイトの活用 (B to C)

自社HPを持たない事業者についてはグーペを活用したHPの立ち上げ支援を行うとともにネットショップの立ち上げ、商品構成、ページ構成、PR方法等について、鹿児島県商工会連合会や専門家等と連携して支援を行う。

また、ECサイトの活用についてはWEB専門会社の実務者等を講師にECサイトの紹介や特徴についてのセミナーを開催し、事業所にあったサイトの活用を提案するとともに効果的な商品紹介のリード文、写真、商品構成等の伴走支援を行う。

II. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

[現状]

事業の実施状況や成果について検証を行っており、行政や地元金融機関への報告を行うとともに、理事会にて事業の実施状況や成果について報告し承認を受けている。

[課題]

評価・見直しを適切に行うための「事業評価委員会」が設立されていない。また、両町村役場担当課長や外部有識者が交代する場合が想定されるため、経営発達支援計画の内容や進捗状況について継続的な共有が必要である。

(2) 事業内容

① 両町村役場担当者課長、両町村商工会長、外部有識者(地元金融機関代表者、中小企業診断士等)、法定経営指導員等で構成される「事業評価委員会」を年1回開催し、事業の実施状況、成果の評価・見直しを行う。

② 事業評価委員会の結果については、両町村商工会の理事会にて報告し承認を受ける。

③ 事業の評価・見直しの結果については、両町村商工会のホームページで計画期間中公表する。

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

瀬戸内町商工会、宇検村商工会ともに離島という特殊な環境にあり、職員数も限られており、事業所の要望に迅速に対応するには所属する職員の支援能力の向上が必須である。

これまで、県連合会が主催する各種職員向け研修会や国・県等が主催する各種施策普及のためのセミナー等への参加の他、職員の支援能力向上のための外部講師による職員研修を実施して

い

る。

[課題]

D X推進をはじめとする経営環境の急速な変化に対応するため、職員に求められる知識についても幅広い内容が必要になってきており、支援能力の一層の向上が課題である。また、定年退職等による商工会職員の入れ替えに伴い、経験年数の少ない経営指導員が増えており、人事異動に左右されない支援体制の構築も必要である。

(2) 事業内容

①講習会等の積極的な活用

[経営支援能力向上に関するセミナー]

- ・鹿児島県商工会連合会が主催する研修会（経営指導員・経緯支援員）に毎年参加し、小規模事業者の経営や支援制度（補助事業を含む）に関する最新情報、小規模事業者の販路開拓、売上拡大、利益の確保など持続的な経営力強化等に向けた支援ノウハウを習得する。
- ・外部講師を招聘し、地域の課題解決や職員（経営指導員・経営支援員）の支援能力向上を図る職員研修を実施し、小規模事業者の経営や支援制度（補助事業を含む）に関する最新情報、小規模事業者の販路開拓、売上拡大、利益の確保、支援の基本姿勢（対話と傾聴）の習得等、持続的な経営力強化等に向けた支援ノウハウを習得する。

[D X推進に向けた講習会]

- ・喫緊の課題である地域の事業者のD X推進にあたっては、両会の経営指導員、経営支援員とも支援能力、知識が不足しており、事業者のニーズに合わせた相談・指導を可能にするために、職員のI Tスキルの向上及びD X推進に係る必要な知識、支援手法等を習得するための職員向け講習会を開催する。

《想定する講習会の内容について》

ア) 事業者にとって内向け（業務効率化等）の取組

R P Aシステム、クラウド会計ソフト、電子マネー商取引システム等のI Tツール、テレワークの導入、補助金の電子申請、情報セキュリティ対策等

イ) 事業者にとって外向け（需要開拓等）の取組

ホームページ等を活用した自社P R・情報発信方法、E Cサイト構築・運用
オンライン展示会、S N Sを活用した広報、モバイルオーダーシステム等

ウ) その他取組

オンライン経営指導の方法等

②情報共有による支援能力の向上

- ・実務面で支援能力に係る知識・経験等が必要なことから、ベテラン経営指導員と若手指導員の集まる情報共有会議(自主研修)にて、O J Tにより伴走型の支援能力の向上を図る。
- ・毎月1回、両商工会の経営指導員、経営支援員、一般職員が参加する業務連絡会議を開催し、小規模事業者の経営分析の手法や支援ノウハウなど各職員が習得した結果について、情報の共有化を図り、各人の支援に役立てる。

- ・小規模事業者支援システムに適宜データ入力を行い、支援内容・支援ノウハウについての共有化することで担当以外の職員でも対応できるようにするとともに、支援ノウハウを蓄積し、組織内で共有することで職員全体の支援能力の向上を図る。

1 1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

現在、両町村の行政とは必要に応じて不定期で情報交換を行っている。また、奄美大島地区商工会・商工会議所職員研修会にて、支援の現状や支援の動向等について情報交換を行っている。

[課題]

情報交換を行っているものの、得た支援ノウハウについて職員全体が共有できる体制が出来て

いない。また、他支援機関との連携が密に出来ていないため、他支援機関が持つ事業者支援のノウハウや支援メニュー、補助金等の活用が十分とはいえず、支援内容が限定的になっている。

(2) 事業内容

①大島地区商工会・商工会議所広域連携研修会への出席（年1回）

大島地域広域指導協議会が開催する、奄美大島地域の商工会及び商工会議所を対象とした職員協議会、経営指導員を対象とした小規模事業者の経営支援に関する研修会に参加し、奄美大島地区内の小規模事業者の経営動向、支援内容について情報交換を行う。

②他支援機関や金融機関との連携強化・情報共有（適宜実施）

地域の小規模事業者に対する支援力を強化するため、地域の経済動向や需要動向、事業計画策定に関して他の支援機関（鹿児島県よろず支援センター、鹿児島産業支援センター等）や金融機関（地元金融機関及び日本政策金融公庫等）との連携・情報交換を密にすることで、各機関が持つ支援策を把握し、事業者への提案力・支援力の向上に努める。

Ⅲ. 地域経済の活性化に資する取組

1 2. 地域経済の活性化に資する取組に関すること

(1) 現状と課題

[現状]

両町村において、地域経済活性化に向けた取り組みとしてプレミアム付き商品券の発行やイ

ベントやセミナーを行っている。それぞれのイベントにおいて協議会や実行委員会などを設け、行政や他機関・団体と協力して実施し、また、事業者の販売機会と客単価増加を目指しキャッシュレス決済導入のセミナーなどを行うことで世界自然遺産登録により増加する観光客などへの対応策の強化を図った。

[課題]

今後、世界自然遺産登録による管外からの交流人口増加が見込まれるため、観光関連業種を中心とした地域経済浮揚を図る事が必要となる。宿泊業や娯楽業（マリンレジャーなど）をはじめ

とし、飲食業、特産品製造業、小売業と管内事業者へ波及的に経済効果が生まれるよう滞在型の観光とキャッシュレス決済の導入を推進し、現金以外の取り扱いを行うことで販売機会を逃さないようにするなど、行政や関連機関との協議も継続して行い管内以外からの資金流入を増やす仕組みづくりを検討していくことが必要。

(2) 事業内容

[特産品振興に関する検討会]

特産品製造業者とともに、地域における特産品販売力の向上の為に検討会を開催し、イベント時などの販売力向上を図る。

[プレミアム付き商品券発行による地域経済の浮揚]

それぞれの町村内で使用できるプレミアム付き商品券を販売し、管内の需要拡大と資金流通の増加から地域経済の浮揚を図る。

[地域活性化イベントの実施]

それぞれの町村と協力し、管内で実施される地域振興イベントの魅力アップとイベントの実施による地域経済活性化の効果を高めるため、特産品製造業、飲食業、観光関連業種の知名度向上を図る。

[キャッシュレス決済推進]

それぞれの管内にてキャッシュレス決済未導入事業者へ、導入によるメリットを伝え、導入の推進を図る。情報提供は経営指導員の巡回時を基本とし、キャッシュレス決済対応店舗の増加を図り、観光客をはじめとした顧客が利用しやすい店舗を増加することで買い物が必要な地域として活性化を図る。

[瀬戸内町地域活性化イベント]

イベント名	開催時期
シーカヤックマラソン IN 加計呂麻大会	7 月
みなと祭り	8 月
加計呂麻島ハーフマラソン大会	11 月
商工祭り	12 月
夜市	毎月第 3 土曜日

[宇検村地域活性化イベント]

イベント名	開催時期
どんと祭り	8 月
宇検市場祭り	12 月

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制																	
(令和7年4月現在)																	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制/関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">瀬戸内町商工会</td></tr><tr><td>事務局長</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr><tr><td>法定経営指導員</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr><tr><td>経営指導員</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr><tr><td>経営支援員</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr></table>	瀬戸内町商工会		事務局長	1名	法定経営指導員	1名	経営指導員	1名	経営支援員	2名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">宇検村商工会</td></tr><tr><td>法定経営指導員</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr><tr><td>経営支援員</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr></table>	宇検村商工会		法定経営指導員	1名	経営支援員	1名
瀬戸内町商工会																	
事務局長	1名																
法定経営指導員	1名																
経営指導員	1名																
経営支援員	2名																
宇検村商工会																	
法定経営指導員	1名																
経営支援員	1名																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50%;">瀬戸内町</td><td>商工交通課</td></tr><tr><td>宇検村</td><td>企画観光課</td></tr></table>		瀬戸内町	商工交通課	宇検村	企画観光課												
瀬戸内町	商工交通課																
宇検村	企画観光課																
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制																	
①法定経営指導員の氏名、連絡先																	
■氏名：寺師 真実																	
■連絡先：瀬戸内町商工会 TEL. 0997-72-0147																	
■氏名：梶ヶ山健史																	
■連絡先：宇検村商工会 TEL. 0997-67-2661																	
②法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)																	
経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・																	
見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。																	
当計画の法定経営指導員については、商工会ごとの事業を円滑に実施し各地域の小規模事業者																	
支援に対する責任の所在を明確にすることから、瀬戸内町商工会と宇検村商工会に法定経営指導																	
員を設置する。そのため、2名の配置を行うこととする。																	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先																	
①商工会/商工会議所																	
・瀬戸内町商工会																	
住所 〒894-1503 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 6-1																	
電話 0997-72-0147																	
H P http://setouti.kashoren.or.jp/																	
メール setouti-s@kashoren.or.jp																	

- ・宇検村商工会
住 所 〒894-3301 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 7-1
電 話 0997-67-2661
H P <http://uken.kashoren.or.jp/>
メール uken-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

- ・瀬戸内町 商工交通課
住 所 〒894-1503 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14
電 話 0997-72-0640
H P <https://www.town.setouchi.lg.jp/>
メール rousei@town.setouchi.lg.jp

- ・宇検村 企画観光課
住 所 〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 915
電 話 0997-67-2218
H P <https://www.uken.net/>
メール kikaku@uken.net

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【瀬戸内町商工会】

(単位 千円)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
必要な資金の額	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050
3. 地域の経済動向調査に関する事 こと	100	100	100	100	100
4. 需要動向調査に関する事 こと	100	100	100	100	100
5. 経営状況の分析に関する事 こと	200	200	200	200	200
6. 事業計画策定支援に関する事 こと	400	400	400	400	400
7. 事業計画策定後の実施支援に関 する こと	250	250	250	250	250
8. 新たな需要の開拓に寄与する事 業に 関すること	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
9. 事業の評価及び見直しをするた めの 仕組みに関する事 こと	100	100	100	100	100
10. 経営指導員等の資質向上等に 関 すること	300	300	300	300	300
11. 他の支援機関との連携を通じた支 援 ノウハウ等の情報交換に関する事 こと	100	100	100	100	100
12. 地域経済の活性化に資する取組 に 関すること	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
国補助金、県補助金、町補助金、会費、手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【宇検村商工会】

(単位 千円)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
必要な資金の額	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550
3. 地域の経済動向調査に関すること	100	100	100	100	100
4. 需要動向調査に関すること	100	100	100	100	100
5. 経営状況の分析に関すること	200	200	200	200	100
6. 事業計画策定支援に関すること	400	400	400	400	400
7. 事業計画策定後の実施支援に関する こと	250	250	250	250	250
8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に 関すること	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
9. 事業の評価及び見直しをするための 仕組みに関すること	100	100	100	100	100
10. 経営指導員等の資質向上等に 関すること	300	300	300	300	300
11. 他の支援機関との連携を通じた支援 ノウハウ等の情報交換に関すること	100	100	100	100	100
12. 地域経済の活性化に資する取組に 関すること	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
国補助金、県補助金、町補助金、会費、手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等